

令和2年第7回知内町議会臨時会

- ◎ 招集年月日 令和2年10月20日(火)
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 令和2年10月20日(火) 午前 9時38分
- ◎ 閉会日時 令和2年10月20日(火) 午前10時07分

◎ 出席議員

1番	成澤五郎	7番	笠松悦子
2番	山田顕人	8番	木村一
4番	五十嵐捷爾	9番	谷口康之
5番	吉田峰一	10番	伊藤政博
6番	松井盛泰		

- ◎ 会議録署名議員 4番 五十嵐捷爾 6番 松井盛泰

- ◎ 欠席議員 なし

◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町	長	西山和夫
副町	長	大野樹
総務課	長	西野俊一
生活福祉課	長	鳴海英人
保健センター	長	(鳴海英人)
地域包括支援センター	長	(鳴海英人)
税務会計課	長	佐藤辰治
産業振興課	長	三原知明
政策調整課	長	長谷川将之
建設水道課	長	佐藤和人
教育	長	本間茂裕
学校教育課	長	帰山亮一
社会教育課	長	松本泰行
スポーツセンター	長	(松本泰行)
知内高等学校事務	長	南和敏
学校給食センター	長	(帰山亮一)
代表監査委員		西内貞治

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局	長	森永茂
議事係	長	東出朋也

令和2年第7回知内町議会臨時会議事日程

(第1号)

令和2年10月20日(火) 午前9時38分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 4番、五十嵐捷爾君、6番、松井盛泰君
第 2		会期の決定について
第 3		議長の諸報告
第 4	議案第 1号	知内町保健医療総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
第 5	議案第 2号	令和2年度知内町一般会計補正予算(第8号)について
第 6	議案第 3号	令和2年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長 (伊藤政博)

おはようございます。

令和2年第7回臨時会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

只今の出席議員数は、9人です。

定足数に達していますので、令和2年第7回知内町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議 長 (伊藤政博)

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、五十嵐捷爾君及び6番、松井盛泰君を指名します。

● 会期の決定について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第2、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

● 議長の諸報告

◎ 議長 (伊藤政博)

次に日程第3、『議長の諸報告』を行います。

令和2年第3回知内町議会定例会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職・管理職員の出席状況については、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

◎ 議長 (伊藤政博)

只今、町長から今臨時会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。これを許します。

町長。

◎ 町長 (西山和夫)

皆さん、おはようございます。

議員の皆様には、令和2年第7回知内町議会臨時会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今議会に上程させていただいておりますのは、議案3件であります。

議案第1号、知内町保健医療総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、知内診療所の施設、整備等の賃貸ができる範囲に医療法人を追加し、更に診療業務を医療法人等に委託することができるよう改正するものであります。

議案第2号、令和2年度知内町一般会計補正予算(第8号)については、歳入歳出それぞれ1億1,264万9千円を追加し、総額を52億1,613万6千円とするものであります。補正の主な内容は、ふるさと納税寄附金収入に1億円を追加して、基金積立金等の歳出を整理するものであります。また、知内町診療所業務委託料として1千万円を補正追加するものであります。

議案第3号、令和2年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)については、歳入歳出それぞれ107万6千円を追加し、総額を7,471万8千円とするものであります。補正の主な内容は、健康診査委託料に不足が見込まれることから、補正追加するものであります。

議案の内容につきましては、担当課長の方から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

● 議案第1号 知内町保健医療総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第4、議案第1号、『知内町保健医療総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

議案第1号、知内町保健医療総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

知内町保健医療総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

次のページです。知内町保健医療総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

今回の条例改正の概要ですが、説明資料の見出し番号2、生活福祉課の1ページ、新旧対照表をお願い致します。現行の条例では、歯科診療所及び診療所の診療業務について、業務委託方式によって行うことができる旨が記述されていなかったため、それらを明確にするために第8条を追加するものです。

また、第9条では、診療所の施設、設備及び備品を個人の医師、歯科医師だけではなく、医療法人に賃貸することができるように改正するものです。

第10条、第11条については、第8条の追加により条文が繰り下がるものでございます。議案に戻りまして、附則です。この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

今の大体わかるんですけども、これを改正することによってですね、今までやっていただいた前任者の方と同じような業務内容で全部うちの町の方はカバーできるっていう形で理解してよろしいんでしょうかね。

◎ 議 長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副 町 長（大野 樹）

説明致します。これまでは、民設民営ということで進めて参りました。それで、今回、お願いしているのは、一時的に公設、町が設立しまして、そして法人に運営をお願いしたいという内容でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

それはわかるんですけども、ただやっぱり患者さんの利便性を考えると町としても暫定期間の部分でもある程度そういううちの町の要望ってものをきちっと汲み取ってもらう形にな

るんですかね。

◎ 議 長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副 町 長（大野 樹）

説明致します。これまでと同じようにですね、一週間に5日間の開設をお願いしたいということでもあります。ただ、時間的に当面は10時から16時の診療時間ということになります。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

副町長。

◎ 副 町 長（大野 樹）

それでは、もう一度、私の方から説明を致します。実は、函館市内の法人に運営をお願いしているところなんですけども、できればその民設民営でということのお願いをしている訳ですけれども、その法人のスケジュール等もございまして、早急には対応ちょっとできないということでもありますので、一時的に暫定措置として町が開設をしまして、そして運営を法人をお願いをするということで、今、目途としては、11月の上旬ということを目指しております。これまで9月18日に閉院しておりますので、患者さん等についても薬等も不足するということも予測されますので、早い時期に開設をするということで暫定的に町が今回、主体ということで、今回の条例改正をお願いするものであります。以上であります。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第2号 令和2年度知内町一般会計補正予算（第8号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第5、議案第2号、『令和2年度知内町一般会計補正予算（第8号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（西野俊一）

議案第2号、令和2年度知内町一般会計補正予算（第8号）について。

令和2年度知内町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,264万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億1,613万6千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出の方からご説明します。

6ページです。2款総務費、1項総務管理費、4目財政調整基金費に1,775万円を追加し、2億351万2千円とするものであります。これは24節積立金に、ふるさと創生事業基金積立金として積み立てるもので、後ほど説明します歳入において、ふるさと納税寄附金の追加補正に伴うものでございます。

次に7ページ、11目自治振興費に6,450万円を追加し、1億5,676万1千円とするものであります。これは10節需用費から13節使用料及び賃借料まで、ふるさと納税寄附金の追加補正に伴い謝礼特産品購入費や送料、推進事業費委託料等を追加補正するものでございます。

次に8ページ、3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費に107万6千円を追加し、1億616万6千円とするものであります。これは27節操出金で、後期高齢者医療特別会計に健康診査委託料の不足が見込まれることから操出金を追加補正するものであります。

次に9ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、4目診療所費に1,037万3千円を追加し、2,173万9千円とするものであります。これは先ほど条例改正で知内診療所の診療業務を医療法人等に委託することができることとなったことから、10節需用費で消耗品、11節役務費で開設許可申請手数料、12節委託料で業務委託料をそれぞれ追加補正するものであります。

次に10ページ、8款土木費、4項住宅費、1目住宅管理費に120万円を追加し、1億1,647万5千円とするものであります。これは10節需用費で、公営住宅老朽化に伴う修繕箇所の増加及び湯ノ里団地C棟の貸出しに伴う電気温水器等の修繕の増により、今後、修繕の予算に不足が生じることから、追加補正するものであります。

次に11ページ、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費に1,775万円を追加し、8,903万4千円とするものであります。これは1節報酬と12節委託料で、これまで知内町学校医として委嘱しておりました医師が退任したことから、学校医の業務を医療法人に委託することとしたため、予算を組み替えるものです。次に24節積立金に、教育振興基金積立金としてふるさと納税寄附金の追加補正により積み立てるものであります。

次に歳入でございませう。

3ページです。10款1項1目地方交付税に264万9千円を追加し、17億7,273万3千円とするものであります。これは、只今、説明しました歳出に対応して追加補正するものでございませう。

次に4ページ、17款1項1目寄附金に1億円を追加し、1億4,500万円とするものであります。これは1節寄附金に、ふるさと納税寄附金として追加補正するものであります。

次に5ページ、20款諸収入、5項雑入、2目診療所収入に1千万円を追加し、1,754万円とするものであります。これは先ほど歳出ご説明しました知内診療所の診療収入を追加補正するものでございます。

詳しくは担当課長の方からご説明申し上げます。

◎ 議長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎ 政策調整課長（長谷川将之）

ふるさと納税の件についてご説明致します。資料の見出しナンバー1の1ページ、ふるさと納税推進事業をご覧ください。

ふるさと納税事業の今回の追加補正の内容についてご説明致します。今年度、10月の時点の寄附額についてですが、昨年10月時点で約1千万円に対しまして、今年度の10月時点では4,200万円程度と約4倍強の状況となっております。推移はこちらのグラフのとおりとなりますが、昨年は最終的に4千万円の寄附総額となりましたので、今年度この現状から推移しまして、最終的に1億5千万円程度になるのではという予測で追加補正をするものであります。

資料の2番に主な要因ということでこちらに載せておりますが、主な要因としましては、WEBサイトの拡充ということで、今年度5サイト設けてPR等を強化しております。また、返礼品の品数等についても種類を増やしまして、現在220品をラインナップしていることがあげられると思います。

次に3番の事業費ですけども、寄附総額1億円に対しまして、歳出の部分で需用費から使用料まで約65%の部分が返礼品の品代や送料、また委託業者への委託料等ということで経費として計上しております。残りの35%程度が町の基金の積立ということで約3,500万円程度となる予定でございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

それでは、4款の説明をさせていただきます。歳出9ページをお願い致します。衛生費、保健衛生費、診療所費で委託料1千万の追加でございまして、歳入の診療報酬、診療所収入と同額となっております。これにつきましては、11月に委託する医療法人に対してですね、診療報酬、それから一部負担金として診療所に収入となる分をそのまま委託料としてお渡しするという、お支払いをするという仕組みでございまして。

説明は以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入・歳出一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、木村君。

◎ 8番（木村 一）

ふるさと納税について、先ほど担当の方から納税寄附額の増額に繋がった主な要因という

ことで4項目ほど説明受けたんですけれども、前年対比でこのくらい上がるということはこの他にも何か別な要因があったんですかと思われるんですけれども、その他考えられることはありますか。

◎ 議 長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎ 政策調整課長（長谷川将之）

ご説明致します。こちらの資料の1ページの2番にあげている4項目、これが主だと、こちらの方では考えているんですけれども、サイトを拡充してPRすることによってですね、いろいろと皆さんからの評価ですとか、あとサイト内でもランキングで上がっていくとですね、その分見ていただける方も増えてくるというところの相乗効果もプラス要因としてあると思われると思います。以上でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

8番、木村君。

◎ 8 番（木村 一）

どこの自治体もきつとこういう増額になっていくんですけれども、このコロナの影響で巣ごもりの需要対策でやはりテイクアウトだとか様々な要因でこういうふうな需要が喚起されてきたんじゃないかと私は思うんですけれども、今後こういう状態が自治体として続くのであればこれに越したことはないんですけれども、魅力的なやっぱり返礼品の開発だとか今後やっぱり進めて行くべきだと思うんですけれども、もっとも魅力的な商品この中で何が一番出たの。

◎ 議 長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎ 政策調整課長（長谷川将之）

ご説明致します。返礼品の種類は、今、多種あるんですけれども、現在、品物として出ておりますところの数でいきますと、ウニとかホタテ、アワビの海産物、そして江差福祉会で製造しております防災備蓄セット、あと、そういったものが主として出ている状態であります。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

8番、木村君。

◎ 8 番（木村 一）

次年度以降もこのような自主財源確保、ふるさと納税がどんどんどんどん上向っていくことは我が自治体にとっては大変喜ばしいことなんですけれども、魅力的な更なる商品開発、コロナ終息後の対策を見据えた今後の販売戦略とか、その辺のこともしっかりやっていって、ふるさと納税がどんどんどんどん増額になっていくことを期待しております。答弁はいいです。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

確かに8番議員の言われるように、今、コロナ禍の中でそれぞれ自粛を要請されたということで、それでテイクアウト等多くのもので、家庭で過ごす時間が多くなって、そういう需要も拡大したのかなと思っています。ただ一方で、職員の努力によってサイトの拡大だとか、いろいろ皆さん全国に、目に届く、知内産はこういうふるさと納税やっていますよという、

そういう目に触れる機会も多くなっているのは事実だろうと思いますので、是非その拡大路線アピールというのはこれから強化して、このコロナ禍の一過性に終わらないように、また来年も繋げば貴重な財源になりますので、これは有効に拡大していければと、全力でちょっと職員と向かいたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

また同じような質問なんですけども、前もふるさと納税のこの部分では、固定経費の部分でもう少し圧縮できないかって何回も質問していると思うんですけども、今回も返礼品は30%ってなっていますからこれはいいけども、その他の諸経費でですね、総務省の2019年のルールづくりではそういう返礼品から、そして諸経費、いろんな形で固定経費の部分でですね、やっぱり全体の50%以内に抑えなさいというような確かルールが出ていると思うんですけども、この辺についてうちの町としては役務費から使用料までの部分について、なかなか34.5%ですか、その全体の50%以内にと、こういう部分にはなかなか圧縮するような、もう要因はなかなか見出せないんですか。どうですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎ 政策調整課長（長谷川将之）

ご説明致します。総務省からの50%以内という部分は、その返礼品と送料と、あとPR費用ですか、その部分に対してのパーセンテージです。こちらの今回の資料の中で発生している費用については、委託業者への委託料とかそういった部分も入ってまして、約65%となっております。委託業者の方に委託料をお願いしている部分については、いろいろ工夫を凝らしていただいた業務ですとかそういったものも期待できますし、うちの方では業者委託で今進めているというところでありまして。以上で終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

それでわかったんですけども、去年の実績報告書を見ますと、やっぱり11月、12月が飛び抜けて寄附金の金額が大きくなっているんですけども、人数も大きくなっているんですけども、この辺についてうちの町としてもこういう毎年やっているものですから、ある程度のリピーターとかそういう形の方々っていうのはある程度いるんですか。どうなんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎ 政策調整課長（長谷川将之）

ご説明致します。WEBから申込みされていられる方については、個人情報等になるのでそのリピーターという部分はちょっとわかりかねないんですけども、その他にもWEBを通さないでFAXとか、電話とかで申込みされる方、そういう方については去年もいただいて、またお願いしたいとかそういう意見もいただいております。以上でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副町長（大野 樹）

補足説明させてもらいますけども、実はインターネットだけでなく、紙媒体、要するにチラシですね、これを首都圏に1回目もう配布しました。これによって少し反応があったということで、11月、12月にも、もう一度ですね、首都圏中心に紙媒体で周知することも考えていますので、ですから紙のもので見ていただくのと、インターネットで見ていただくものと、2つの方式でやっていますので、ですから比較的、対応と言いますか、そういう反応が良かったということで、そういうチラシ等のことも考えております。

◎ 議長（伊藤政博）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第3号 令和2年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第6、議案第3号、『令和2年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

議案第3号、令和2年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について。

令和2年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ107万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,471万8千円とする。

2項です。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出よりご説明致します。

4ページをお願い致します。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に107万6千円を追加し、380万7千円とするものです。内容は12節委託料に、一般会計でもご説

明致しました健診の受診者の増加により不足と見込まれる額を追加するものです。

次に歳入です。

3ページをお願いします。3款繰入金、1項1目一般会計繰入金に107万6千円を追加し、3,084万3千円とするものです。内容は1節事務費繰入金で、不足が見込まれる健診料金に一般会計から繰入れをするものです。

説明は以上で終わります。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入・歳出一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 閉会宣言

◎ 議 長 (伊藤政博)

これで、本日の日程は全部終了しました。

これにて、会議を閉じます。令和2年第7回知内町議会臨時会を閉会します。

どうもご苦労様でした。

(閉会 午前10時07分)